

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) 実費の適用	2（工事費の額）2-2（2-1以外の工事費）に掲げる工事費の額は、2-3（算出式）に規定する算出式により算定する実費とします。この場合においては、2-4（2-3に適用する作業単金）に規定する作業単金及び第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率を適用するものとします。
(2) 工事費の按分	利用者料金が役務区間単位料金である場合において、2（工事費の額）2-2第1欄に掲げる工事費について協定事業者の負担額を協議により決定することとします。
(3) 工事費の見直し	当社は、2（工事費の額）2-1第10欄、第15欄から第21欄まで、及び2-2第1欄に掲げる工事費の算定に用いられる作業時間を改めようとするときは、協定事業者と事前に協議を行うよう努めることとします。
(4) 通信路設定伝送機能等設置工事費の適用	協定事業者が現に契約している当社の電気通信サービスに係る契約の解除（当社と協定事業者との間で締結された協定等（相互接続協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。）における、当社の契約約款により提供される当社の電気通信サービスの契約の解除に相当するものを含みます。）と同時に、その場所で新たに相互接続を行う場合には、2（工事費の額）2-1第13欄の支払いについては、専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の差額負担の規定を準用します。
(5) DSL回線調整工事費の適用	協定事業者は、予め、2（工事費の額）2-1第23欄（以下この欄において「タイプ1」といいます。）又は第23-2欄（以下この欄において「タイプ2」といいます。）の何れかの工事費の適用を選択することを要します。ただし、第37条の2（DSL回線の回線調整工事）第2項又は第3項の規定によりDSL回線の回線収容替えを行う場合はタイプ1の工事費を適用するものとします。 ア 基本額は、(ア)欄に(イ)欄又は(ウ)欄の工事費を加算して適用します。 イ 1の協定事業者からの請求により同一のDSL回線に同時に2以上の回線調整工事を実施する場合は、タイプ1については、基本工事費及びイ(ア)欄に限り、タイプ2については、基本工事費に限り、それらの工事を1工事とみなして適用します。 ウ タイプ1について、回線調整工事と合わせて速度測定を行う場合の加算額は、当社の機器により速度測定が可能な場合に限り、適用します。この場合において、イ(ア)欄をア(ア)欄へ、イ(イ)欄をア(イ)欄又はア(ウ)欄へ工事の態様に応じて加算します。 エ 回線調整工事と合わせて保安器の変更を行う場合の加算額は、タイプ1については、ウ欄をア(イ)欄又はア(ウ)欄へ、タイプ2については、イ欄をア(イ)欄又はア(ウ)欄へ加算します。 オ タイプ2について、回線調整の結果、DSL回線の通信状態に全く改善が見られなかった場合であって、協定事業者がそれを証する速度測定の結果を記した書面を当社に提出するときは、本工事費は適用しません。ただし、この場合において、保安器の変更を行ったときは、DSL回線保安器変更工事を行ったものとみなして、2（工事費の額）2-1第31欄に掲げる工事費を適用します。
(6)～(7) 削除	—
(7)-2 光屋内配線工事費の適用	協定事業者が当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）の利用を終了した後、その利用を再開する場合には、2（工事費の額）2-1第27-2欄ウ欄に規定する料金額から別表5（既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額）に規定する精算額を減じた金額を適用します。

(8) 光回線設備収容替工事費及び光回線設備接続モジュール取替工事費の適用	1の協定事業者からの請求により同時に2以上の光回線設備収容替工事又は光回線設備接続モジュール取替工事を実施する場合は、それぞれ、(7)欄に限り、それらの工事を1工事とみなして適用します。																
(9) 加入者交換機等接続回線設置等工事費の適用	加入者交換機等接続回線設置等工事費は、トラヒックの変動に応じて当該協定事業者との接続のために用いる接続回線数の増減が発生する場合に適用します。この場合において、当社の加入者交換機又は中継交換機とそれに対向して接続する協定事業者の交換機との間の区間（両端の交換機及び伝送装置等により構成されるものをいいます。）ごとの工事に適用します。																
(10) 工事費の適用時間帯	<p>ア 2（工事費の額）に掲げる工事費の適用時間帯については、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="448 595 1402 898"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日昼間</td> <td>8：30～17：00</td> </tr> <tr> <td>平日夜間</td> <td>5：00～8：30及び17：00～22：00</td> </tr> <tr> <td>平日深夜</td> <td>0：00～5：00及び22：00～24：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日昼夜間</td> <td>5：00～22：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日昼間</td> <td>8：30～17：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日夜間</td> <td>5：00～8：30及び17：00～22：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日深夜</td> <td>0：00～5：00及び22：00～24：00</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 2（工事費の額）2-1第10欄、第15欄及び第16欄、第19欄から第21欄まで、第23欄及び第23-2欄、並びに第29欄から第32欄までに掲げる工事費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。</p> <p>ウ 2（工事費の額）2-1第27-2欄及び第34欄第35欄から第36欄第37欄までに掲げる工事費のうち、平日夜間、平日深夜、土日祝日夜間、土日祝日深夜に係るものは、第68条（手続費の支払義務）第1項第29号第30号の規定に基づき、指定時刻に当社が接続工事等を行う場合に限り適用します。</p>	区分	適用時間帯	平日昼間	8：30～17：00	平日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00	平日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00	土日祝日昼夜間	5：00～22：00	土日祝日昼間	8：30～17：00	土日祝日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00	土日祝日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00
区分	適用時間帯																
平日昼間	8：30～17：00																
平日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00																
平日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00																
土日祝日昼夜間	5：00～22：00																
土日祝日昼間	8：30～17：00																
土日祝日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00																
土日祝日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00																
(11) 指定時刻に接続工事等を行う場合の工事費の適用	第68条（手続費の支払義務）第1項第29号第30号の規定に基づき指定時刻に当社が接続工事等を行う場合は、当該指定時刻が含まれる適用時間帯に応じた工事費を適用します。																

2 工事費の額  
2-1 工事費

区分			単位	工事費の額	備考	
(1)~(22) 削除						
(23) DSL回線調整工事費 (タイプ1)	DSL回線の回線調整等に係る工事(タイプ2の場合を除きます。)に要する費用	ア 基本額	(7) 基本工事費	1 工事ごとに	6,600円	
			(イ) 回線収容替えを行う場合	1 工事ごとに	6,600円	
			(ウ) ブリッジタップはずしを行う場合	1 工事ごとに	7,700円	
		イ 回線調整工事と合わせて速度測定を行う場合の加算額	(7) ア(7)に対する加算額	1 工事ごとに	3,500円	
			(イ) ア(イ)又はア(ウ)に対する加算額	1 工事ごとに	1,900円	
ウ 回線調整工事と合わせて保安器の変更を行う場合の加算額		1 工事ごとに	2,800円			
(23) -2 DSL回線調整工事費 (タイプ2)	DSL回線の回線調整等に要する費用	ア 基本額	(7) 基本工事費	1 工事ごとに	7,440円	
			(イ) 回線収容替えを行う場合	1 工事ごとに	7,440円	
			(ウ) ブリッジタップはずしを行う場合	1 工事ごとに	8,680円	
		イ 回線調整工事と合わせて保安器の変更を行う場合の加算額		1 工事ごとに	2,800円	
(24) 削除						
(25) 固定番号ポータビリティ情報登録等工事費	当社のENUMサーバに番号ポータビリティ情報の登録・削除・変更を行う工事に要する費用	1 電気通信番号ごとに	平日昼間	1,227円 1,173円	移転先事業者に適用しません。	
			平日夜間	1,421円 1,349円		
			平日深夜	1,643円 1,550円		
			土日祝日昼夜間	1,477円 1,399円		
			土日祝日深夜	1,699円 1,600円		
(26)~(26)-2 削除						

(27) 構内伝送路設備設置工事費	既に設置された当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用するために加工（短縮又は簡易なルート変更をいいます。）又は延長する工事（第27-2欄イ欄又はウ欄を適用する工事を除きます。）に要する費用	1 工事ごとに	専用サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	—		
(27) -2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間	15,455円 15,001円	—
				平日夜間	17,522円 16,890円	—
				平日深夜	19,887円 19,050円	—
				土日祝日昼間	18,115円 17,431円	—
				土日祝日夜間	18,115円 17,431円	—
				土日祝日深夜	20,478円 19,590円	—
	イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに	平日昼間	11,850円 11,326円	—	
			平日夜間	13,723円 13,023円	—	
			平日深夜	15,866円 14,963円	—	
			土日祝日昼間	14,260円 13,509円	—	
			土日祝日夜間	14,260円 13,509円	—	
			土日祝日深夜	16,401円 15,449円	—	

ウ	既に設置された社光内線そのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限ります。以下(イ)欄において同じとします。）を利用する場合	① 当社が利用者宅内で開通試験を実施しない場合	1 工事ごとに	897円	利用者宅内の光屋内配線の開通試験は協定事業者に実施していただきます。	
			② 当社が利用者宅内で開通試験のみを実施する場合	1 工事	平日 昼間	6,041円	——
				1 工事	平日 夜間	6,854円	——
				1 工事	平日 深夜	7,784円	——
					土日 祝日 昼間	7,087円	——
					土日 祝日 夜間	7,087円	——
				1 工事	土日 祝日 深夜	8,016円	——
					1 工事ごとに	平日 昼間	4,997円
			平日 夜間			5,633円	——
			平日 深夜	6,360円		——	
			土日 祝日 昼間	5,815円		——	
			土日 祝日 夜間	5,815円		——	
			土日 祝日 深夜	6,542円		——	

(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているもの）に限り、以下(イ)欄において同じとします。)	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごとに	平日 昼間	4,432円	—	
			平日 夜間	4,864円	—	
			平日 深夜	5,358円	—	
			土日 祝日 昼間	4,987円	—	
			土日 祝日 夜間	4,987円	—	
			土日 祝日 深夜	5,481円	—	
			② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごとに	平日 昼間	6,463円
	平日 夜間	7,200円	—			
	平日 深夜	8,042円	—			
	土日 祝日 昼間	7,411円	—			
	土日 祝日 夜間	7,411円	—			
	土日 祝日 深夜	8,253円	—			
	(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごとに		平日 昼間	5,492円
				平日 夜間	6,068円	—
平日 深夜				6,727円	—	
土日 祝日 昼間				6,233円	—	
土日 祝日 夜間				6,233円	—	
土日 祝日 深夜				6,892円	—	

				② 当社 による 当社の 回線 終端 装置 の撤 去と は別 に 既に 設置 され た光 屋内 配線 利用 に係 る工 事 を行 う場 合	1 工 事 ご と に	平日 昼間 8,404円 平日 夜間 9,411円 平日 深夜 8,656円 土日 祝日 昼間 8,656円 土日 祝日 夜間 9,663円 土日 祝日 深夜	7,524円 8,404円 9,411円 8,656円 8,656円 9,663円	— — — — — —
(28) 通信用建物内伝送路接続工事費	通信用建物に光回線設備と接続するために設置された当社又は協定事業者の光信号局内伝送路を当社の光主配線盤に接続する工事に要する費用				1 工事ごとに	専用サービス契約約款に規定する工事費に相当する額		—
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スリッパを含まないものに限り）の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	7,598円 7,263円	—		
			(4) 加算額	1 工事ごとに	8,939円 8,545円	—		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,562円 1,494円	—		
			(4) 加算額	1 工事ごとに	8,604円 8,224円	—		
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	7,598円 7,263円	—		
			(4) 加算額	1 工事ごとに	13,405円 12,814円	—		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,562円 1,494円	—		
			(4) 加算額	1 工事ごとに	11,400円 10,897円	—		
(31) DSL回線保安器変更工事費	DSL回線の保安器変更に係る工事（DSL回線調整工事と合わせて保安器の変更を行う場合を除きます。）に要する費用				1 工事ごとに	7,300円	—	
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用				1 工事ごとに	9,616円 9,192円	—	
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事に要する費用	ア イ以外の場合		672回線 (50Mbit/s相当) ごとに	203,994円	—		
		イ 第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合		672回線 (50Mbit/s相当) ごとに	252,952円	—		
(34) 削除							—	

(34) (35) 光信号分岐 端末回線接 続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信 号分岐 端末回 線ごと に	平日昼 間	4,994円 4,446円	—
			平日夜 間	5,763円 4,972円	
			平日深 夜	6,644円 5,574円	
			土日祝 日昼間	5,984円 5,123円	
			土日祝 日夜間	5,984円 5,123円	
			土日祝 日深夜	6,864円 5,725円	
			(35) (36) 光信号分岐 端末回線収 容キャビ ネット等設 置工事費	光信号分岐端末回線を收容するための光信号分岐端末回線收容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	
平日夜 間	1,497円 1,489円				
平日深 夜	1,670円 1,578円				
土日祝 日昼間	1,540円 1,511円				
土日祝 日夜間	1,540円 1,511円				
土日祝 日深夜	1,713円 1,600円				
(36) (37) 光信号分岐 端末回線設 置等加算工 事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信 号分岐 端末回 線ごと に			平日夜 間
			平日深 夜	4,091円 3,229円	
			土日祝 日昼間	2,456円 1,942円	
			土日祝 日夜間	2,456円 1,942円	
			土日祝 日深夜	4,636円 3,663円	
			(37) (38) 融着接続工 事費	光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限り)との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事(光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限り)により接続する場合に要する費用	1 回線 ごとに
土日祝 日昼間	4,398円 4,021円				

2-2 2-1以外の工事費

区分	単位	備考
(1) トランスレータ変更工事費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に登録する工事に要する費用	1 工事ごとに _____
(2) 利用者料金課金データ設定工事費	別表2（接続形態）第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、協定事業者が設定する利用者料金課金情報を当社の利用者料金課金システムに登録する工事に要する費用	1 工事ごとに _____
(3)～(4) 削除	_____	_____
(5) IP通信網データ設定工事費	IP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置又はSIPサーバ等にIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	1 工事ごとに _____
(6) 光信号局内伝送路接続工事費	光信号局内伝送路を通信用建物に設置された協定事業者の電気通信設備に接続する工事に要する費用	1 工事ごとに _____
(7) 光回線設備調整等工事費	光回線設備（光信号局内伝送路及び特定光信号端末回線を含みます。）の回線調整等に係る工事に要する費用	1 工事ごとに _____
(8) LAN型通信網データ設定工事費	LAN型通信網間接続装置にルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	1 工事ごとに _____

2-3 算出式

工事費 = 作業単金 × 作業時間 × (1 + 貸倒率)
-------------------------------

2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容	
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,706円	6,410円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,766円	7,370円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,979円	8,468円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	8,070円	7,645円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	9,282円	8,743円